

## VoIP/SIP 相互接続検証タスクフォースにおける情報の適正な取り扱いに関する規程

### VoIP/SIP 相互接続検証タスクフォース

#### (目的)

第1条 本規程は、VoIP/SIP 相互接続検証タスクフォース(以下、「VoIP/SIP TF」という)が行う会合及び相互接続実証実験(以下「開示目的」という)において別紙に定める誓約書(以下「誓約書」という)に記名捺印のうえ VoIP/SIP TF に提出した参加者(以下「開示者」という)から他の参加者(以下「受領者」という)に対し開示される機密情報の取り扱い等について定め、もって機密情報の漏洩防止を規定するものとする。

#### (機密情報の定義)

第2条 本規程において、「機密情報」とは、すべての秘密若しくは技術及び経営上秘匿すべき事項であり、一般に公開していない事項であって、かつ、VoIP/SIP TF の会合等において、「開示者」によって、以下の通り、受領者に開示されるハードウェア、ソフトウェアまたは部品等の実験・試験、検査または分析により得られた情報(以下「機密情報」という)をいう。

- (1) 書面または電子媒体により開示される場合には、書面または電子媒体上に機密情報である旨とその出所を明記し、受領者に開示された情報
- (2) 口頭により開示される場合には、開示者が開示時点で機密情報である旨を明言し、かつ、開示者が、開示後10日以内に開示された情報、口頭での開示の場所及び日付を記述した書面を VoIP/SIP TF 事務局(以下事務局という)に送付し、事務局よりまとめて全メンバーに当該開示後15日以内に送付した情報

#### (受領者の義務)

第3条 受領者は、機密情報については、受領者が有する最も高価かつ重要な情報に適用される同程度の厳格さ、かつ、善良なる管理者の注意義務以上の注意により保管しなければならない。

- 2 受領者は、開示者の機密情報の受領に先立ち、誓約書を提出しなければならない。
- 3 受領者は、機密情報を秘密として保持し、メンバー以外の者には開示しないものとし、かつ、開示目的以外に利用してはならない。ただし、受領者は、開示目的の遂行上、機密情報を知る必要がある誓約書に記載する役員又は従業員(以下「二次受領者」という)に限り、機密情報を開示することができる。
- 4 受領者は、開示者の事前の書面承諾を得ることなく、機密情報を複写又は複製してはならない。
- 5 第3項の場合、受領者は、事前に受領者の責任において、二次受領者に本規程と

同程度の守秘義務を遵守させなければならない。

- 6 受領者は、機密情報のリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルをしてはならない。
- 7 法令上機密情報の開示が必要とされる場合は、受領者は、法令の定めるところに従い、必要な情報を開示することができる。ただし、受領者が、当該開示に先立ち開示者に対して書面により当該要求を通知し、かつ、開示の際に開示者が秘密の取り扱いを裁判所に求めるにあたり開示者に十分な協力をすることを条件とする。

#### （受領者の義務の制限）

第4条 第3条の規定により受領者に課せられた義務は、次に掲げる情報には適用しない。

- （1）開示の時に、既に公知であり、又は、開示以後受領者側の過失若しくは本規程違反によらず公知となった情報。
- （2）受領者が、開示者から開示される以前に、正当に保持していたことを証明できる情報。
- （3）受領者が、譲渡又は開示の権利を有する第三者から、守秘義務の制約なしに、過去に入手し又は将来入手する情報。
- （4）開示者が、かかる制約から除外することを書面により通知した情報または開示者の書面による承諾により明示的に公表が承認された情報。ただし、開示者が除外するにあたり条件を付した場合は、その条件によるものとする。
- （5）受領者が、開示者から開示された機密情報と関わりなく、独自に開発したことを証明できる情報。
- （6）開示者が第三者に対し秘密保持義務を負わせることなく開示した情報。
- （7）開示について事前に書面にて開示者の承諾を得た情報。

#### （機密情報の帰属と非保証）

第5条 すべての機密情報は開示者に帰属するものとし、受領者に対する機密情報の開示により、当該機密情報の商標、特許、著作権その他いかなる知的財産権に基づく権利も、受領者への帰属が許諾されたとはみなされないものとする。

- 2 開示者は、開示される機密情報に関する正確性、成果、とりわけ第三者の商標、特許、著作権その他のいかなる知的財産権に基づく権利が侵害されていないことに関し、明示的又は黙示的に保証を与えるものではない。

#### （有効期限）

第6条 本規程の効力は、VoIP/SIP TF 終了後も1年間有効とする。ただし、開示に伴い、開示者の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるとして機密情

報の開示者が書面による別段の意思を表示した場合には、当該期間経過後も受領者との間で合意された期間、本規程の効力は失われぬものとする。

- 2 開示者が書面により有形な機密情報の返還又は処置を受領者に要求した場合、受領者は、合理的な期間内に開示者に返還又は開示者の指示するところにより処置するものとする。第3条第3項に基づき二次受領者に開示した機密情報についても同様の処置を講ずるものとする。ただし、受領者は、本契約に関して紛争が生じた場合に使用するために限り、機密情報の複製を一部保有することができるものとする。
- 3 本TFより退会したメンバーは、受領している機密情報を速やかに事務局に返還するか別途協議により決定する所定の方法により廃棄するものとする。なお、退会後も効力が失われるまで本規程を遵守するものとする。

#### (損害賠償)

- 第7条 本規程に定める事項に関し、受領者側の責に帰すべき事由により、開示者が損害を被った場合は、当該受領者は通常かつ直接の損害に限り損害賠償責任を負うものとする。なお、第3条第3項の規定により受領者が二次受領者に機密情報を開示した場合において、二次受領者の責に帰すべき事由により開示者が損害を被った場合も、当該受領者が通常かつ直接の損害に限り損害賠償責任を負うものとする。
- 2 損害を被った開示者は、責に帰すべき事由を有する受領者に対し、機密情報の使用の停止、損害の予防、信用回復その他必要な措置を請求することができる。

#### (紛争の解決)

第8条 本規程に関し、メンバー間で疑義が生じた場合、当該メンバーは誠意をもって、相互の協議によりこれを解決するものとする。

- 2 本規程に関して発生する紛争は、東京地方裁判所を管轄裁判所として、その裁定に従って解決を図るものとする。ただし、当事者間の合意により、他の地方裁判所を管轄裁判所とすることができる。

#### (文書の取り扱い)

第9条 合意されたVoIP/SIP TFにおける情報の適正な取り扱いに関する規程、誓約書については、全メンバー分の原紙をそれぞれ事務局において保管し、各メンバーにおいては本規程および誓約書の複写版を1通ずつ保管する。

- 2 誓約書の記載事項に修正が必要になった場合、メンバーは事務局より誓約書を取り寄せ、修正した上で事務局に返却する。事務局は修正内容確認後、該当会員に複写版を送付するものとする。

(本規程の施行)

第10条 本規程については、平成16年12月1日より施行し、VoIP/SIP TF 終了後1年間をもって終了する。

# 誓 約 書

平成 年 月 日

東京都千代田区内神田 2-3-4 国際興業神田ビル 6F JPNIC 内  
VoIP/SIP 相互接続検証タスクフォース  
主査 江崎 浩 殿

会社名 \_\_\_\_\_  
所属部門 \_\_\_\_\_  
責任者 \_\_\_\_\_ 印  
連絡先(連絡担当者) \_\_\_\_\_  
(電話番号) \_\_\_\_\_  
(電子メール) \_\_\_\_\_

当社は VoIP/SIP 相互接続検証タスクフォース(以下、「VoIP/SIP TF」という)に参加するにあたり、VoIP/SIP TF が行う実証実験及び TF 会合における開示、受領を含む機密情報の取扱いについては、当社関係者は別紙の者に限るものとし、当該関係者は「VoIP/SIP 相互接続検証タスクフォースにおける情報の適正な取扱いに関する規程」を遵守するとともに、万一、当方の関係者が当該規程に違反した場合、当該規程に則り、必要な措置を行い及び受けることについて、同意することを誓約致します。

メンバー変更日付

平成 年 月 日  
平成 年 月 日  
平成 年 月 日  
平成 年 月 日  
平成 年 月 日

機密情報の開示対象役員又は従業員

No	部門名	氏名	役職	開示対象となった時期(*1)	開示除外対象となった時期(*2)
1				平成 年 月	平成 年 月
2				平成 年 月	平成 年 月
3				平成 年 月	平成 年 月
4				平成 年 月	平成 年 月
5				平成 年 月	平成 年 月
6				平成 年 月	平成 年 月
7				平成 年 月	平成 年 月
8				平成 年 月	平成 年 月
9				平成 年 月	平成 年 月
10				平成 年 月	平成 年 月

No	部門名	氏名	役職	開示対象となつた時期(*1)	開示除外対象となつた時期(*2)
1 1				平成 年 月	平成 年 月
1 2				平成 年 月	平成 年 月
1 3				平成 年 月	平成 年 月
1 4				平成 年 月	平成 年 月
1 5				平成 年 月	平成 年 月
1 6				平成 年 月	平成 年 月
1 7				平成 年 月	平成 年 月
1 8				平成 年 月	平成 年 月
1 9				平成 年 月	平成 年 月
2 0				平成 年 月	平成 年 月

(\*1)受領者として追加登録された時期をさす。

(\*2)退職及び所属変更などの理由により、受領者がVoIP/SIP相互接続検証タスクフォースとの関わりを持たなくなった時期をさす。